

は一となび



2020 年 7 月 21 日発行

一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802 TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@z jk. or. jp

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案が成立 道路運送法など一部改正へ

5月27日、「持続可能な運送サービスの 提供の確保に資する取組を推進するための 地域公共交通の活性化及び再生に関する法 律等の一部を改正する法律案」が国会で可決 成立しました。同法案は。地域公共交通活性 化再生法など複数の法律の一括法案で、道路 運送法の改正案も含まれています。

この一括法案による道路運送法改正によって、自家用有償旅客運送について次の3点が変わることになります。

(1)観光客を利用対象者とする(法第78条2号)

従来、自家用有償旅客運送は地方自治体やNPO法人等が自らの所在地である市町村の住民を対象に行うものとされてきました。この改正により利用者は新たに「地域住民又は観光客その他の当該地域を来訪する者」とされ、観光客が正式に対象に加わりました。

(2)「事業者協力型自家用有償旅客運送」を新設(法第79条の2,5,7ほか)

事業者協力型自家用有償旅客運送とは、運

行管理などをタクシーなどの交通事業者の協力を得て行うもので、この改正で創設された新しいタイプの自家用有償旅客運送です。

(3)福祉有償運送登録の要件である運営協議会や地域公共交通会議の「合意」を「協議」に変更(法第79条の4)

現行法において福祉有償運送の登録には、 運営協議会において福祉有償運送の必要性についての住民ならびに関係者(タクシー事業者など)との「合意」が必要です。なぜならば、「合意していないとき」は登録ができないと法律に明記されているからです。ところが、改正案ではこの「合意していないとき」は登録ができないという部分が、「協議が調っていないとき」に変更となります。これが具体的に運営協議会のどのような状態を指すのかは、現時点では明らかになっていません。国土交通省から通知等が発出され全容が分かり次第お知らせする予定ですが、これまでの運営協議会や福祉有償運送登録のあり方が変わることが予想されます。

《トピックス》

浸水 10cmでブレーキ効きにくい 水害後は浸水した車の発火に注意を

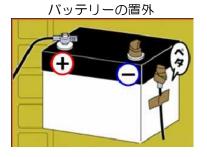
7月に入り、九州地方から東日本にかけて 豪雨による被害が発生しています。大雨の予 報がある場合、送迎活動の実施判断は慎重に 行う必要があります。車は本来水に弱いほか、 道路が冠水した場合、走行中は水の深さがわ かり難いため、危険を察知できない可能性が 高いためです。ちなみに、冠水時に走行でき る水位は最大30センチ(ドアステップまで) といわれていますが、10センチ(タイヤ半分程度)でもブレーキが利きにくくなるなどの被害が発生します。なお、浸水水位が30センチを超えた場合はエンジンが停止する可能性が高く、急ぎ避難が必要です。

また、いわゆるゲリラ豪雨など運転中に急な大雨に遭遇することもあります。その際は冠水しやすい高架下や立体交差のアンダーパス、橋や川、海岸沿い、急傾斜地には近づかないことが大切です。冠水している場所に侵入してしまった場合は、スピードを出すと水がエンジンルームに入り車が動かなくなるおそれがあるので、水を巻き上げないようゆっくりと走るようにしてください。

水が引いても、浸水した車は電気系統の漏電による火災の危険性があるので、自己判断でエンジンをかけないでください。ボンネットを開けてエンジン部分の浸水を確認したら、バッテリーのマイナス側のターミナルを外す処置をします(下図参照)。ただし、ハイブリッド車や電気自動車は、高電圧のバッテリーを搭載しているので、むやみに触ってはいけません。使用前には必ず整備工場やディーラーにご相

談ください。

浸水した車へ の処置について 詳しくは、以下 の国土交通省の WEB ページを ご覧ください。 (リンク) 浸



出典:国土交通省 WEB ページ

水・冠水被害を受けた車両のユーザーの方へ

《事務局より》

■ 熱中症予防対策について

送迎事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染予防にお取組みいただきあり

がとうございます。気温・湿度の高い季節を迎えるにあたり、これからはウイルス対策と同時に熱中症予防も必要となります。環境省ではで暑さ指数(WBGT)の予測値・実況値など、熱中症の警戒レベル情報をWEB上に掲載しています。また厚生労働省も熱中症予防リーフレットを公表しているので参考にしてください。

(リンク) 環境省 熱中症予防情報サイト 厚生労働省 令和2年度の熱中症予防行動リ ーフレット PDF

■ アルコール消毒液の車内放置に注意を

清掃用にアルコール消毒液を車内に常備することにより、火災の危険性が高まる場合があります。夏季、エアコンを止めた車内は高温状態となり、約70°Cに達するといわれています。アルコール成分は高温になると発火する可能性があるため、車内や直射日光が当たる場所にアルコール消毒液を置いたままにしないようお気をつけください。

■ 厚生労働省 YouTube 動画について

厚生労働省では、通所・入所系介護施設向けに新型コロナウイルス感染予防に関する動画を複数作成、公開しています。すべてWEB上で視聴することができ、先般「送迎の時のそうだったのか!感染対策」が公開されました。視聴は厚生労働省公式 YouTubeチャンネル "MHLWchannel" にアクセスし、「送迎の時のそうだったのか!感染対策」を選択してください。

<u>(リンク)厚生労働省公式 YouTube チャ</u> <u>ンネル MHLWchannel</u>